

## 研修認定薬剤師制度の実施要領 改定内容

改定前	改定後
<p>4 研修の単位基準</p> <p>(1)集合研修 90分を1単位とし、1日4単位を上限とする。ただし、学会等で複数日にわたって行われる研修については、2日間6単位、3日間9単位を上限とする。 なお、研修会の講師には、参加単位のほかに1単位を付加する。ただし、学会発表については除く。</p> <p>(2)実習研修 実習研修の単位基準は、2時間につき1単位とする。</p> <p>(3)グループ研修 グループ研修の単位基準は、2時間につき1単位とする。なお、研修時間の積算を認める。</p> <p>(4)通信講座研修 通信講座研修の単位基準は、予め提出された資料(実施細則で定める。)に基づき、研修センターが決定する。ただし、上限を15単位とする。</p> <p>(5)特定講座研修 特定講座研修の単位基準は、予め提出された資料(実施細則で定める。)に基づき、別途特定講座研修に関する規定により研修センターが決定する。ただし、単位基準の上限は20単位とし、実習を伴う場合は、別途その実習に対する単位を交付し、その上限は5単位とする。</p> <p>(6)インターネット研修 インターネット研修の単位基準は、予め提出された資料(実施細則で定める。)に基づき、別途インターネット研修に関する規定により研修センターが決定する。原則として90分1単位とする。</p> <p>(7)自己研修 自己研修の単位基準は、4時間につき1単位とする。なお、研修時間の積算を認める。</p>	<p>(1)集合研修 90分を1単位とし、1日4単位を上限とする。ただし、学会等で複数日にわたって行われる研修については、2日間6単位、3日間9単位を上限とする。 なお、研修会の講師には、参加単位のほかに1単位を付加する。ただし、学会発表については除く。 <u>また、本制度以外の特定の資格取得を目的とする受講者のみを対象とする研修については、単位は交付しない。</u></p> <p>(2)実習研修 実習研修の単位基準は、2時間につき1単位とする。 <u>ただし、本制度以外の特定の資格取得を目的とする受講者のみを対象とする実習研修については、単位は交付しない。</u></p> <p>(3)グループ研修 グループ研修の単位基準は、2時間につき1単位とする。なお、研修時間の積算を認める。</p> <p>(4)通信講座研修 通信講座研修の単位基準は、予め提出された資料(実施細則で定める。)に基づき、研修センターが決定する。ただし、上限を15単位とする。</p> <p>(5)特定講座研修 特定講座研修の単位基準は、予め提出された資料(実施細則で定める。)に基づき、別途特定講座研修に関する規定により研修センターが決定する。ただし、単位基準の上限は20単位とし、実習を伴う場合は、別途その実習に対する単位を交付し、その上限は5単位とする。</p> <p>(6)インターネット研修 インターネット研修の単位基準は、予め提出された資料(実施細則で定める。)に基づき、別途インターネット研修に関する規定により研修センターが決定する。原則として90分1単位とする。</p> <p>(7)自己研修 自己研修の単位基準は、4時間につき1単位とする。なお、研修時間の積算を認める。</p>

平成22年4月1日施行